平成２３年（フ）第１６７７４号
千葉県松戸市常盤平４丁目９－８－103
債務者　久保田　登
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７７９号
東京都あきる野市二宮1133―68
債務者　澁谷美絵子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７８９号
東京都大田区南六郷３丁目19―18―207
債務者　岡本美代子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８１２号
東京都東久留米市幸町１丁目10－２－401
債務者　田邉　圭子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８４５号
東京都足立区保木間３丁目23－４－404
債務者　藤田裕佳利
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８４６号
東京都世田谷区梅丘１丁目３－13―106
債務者　飯島　　實
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８８１号
埼玉県狭山市入間川１丁目15―28　パティオＡ―201
債務者　秋田真由子（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８８２号
神奈川県川崎市川崎区小田３丁目24－８－201
債務者　伊藤　徳豪（旧姓安川）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８８３号
神奈川県横須賀市三春町２丁目９　ディアコートＵ102
債務者　井上　淳子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８８４号
埼玉県富士見市羽沢２丁目５－29、住民票上の住所埼玉県富士見市渡戸２丁目５－８
債務者　井上　洋子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８８５号
神奈川県横浜市栄区上郷町1882
債務者　金井潤一郎
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８８６号
東京都豊島区目白５丁目18―14―303
債務者　左舘　寛子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８８７号
千葉県習志野市実籾２丁目15―37―201
債務者　深山　俊介
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８９４号
東京都江戸川区下篠崎町11－３－101
債務者　皆川　和美
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８９５号
東京都江戸川区下篠崎町11－３－101
債務者　皆川　　勝
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部